

秋田市告示第114号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和7年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和7年4月1日から同年6月2日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿